

建設工事に係る低入札価格調査制度における調査基準価格の引き上げについて

(お知らせ)

いわゆるダンピング受注の排除の一層の強化を図る観点から、建設工事に係る低入札価格調査制度における調査基準価格を引き上げます。

なお、詳細な改正内容については、改正後の青森市企業局低入札価格調査制度要綱で必ずご確認ください。

| 現 行 | 改正後（注1） |
|---|---|
| <p>調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（8%）を加算した額とします。ただし、上限は設計金額の90%、下限は設計金額の70%です。</p> <p>(1) <u>直接工事費の95%の額</u></p> <p>(2) <u>共通仮設費の90%の額</u></p> <p>(3) <u>現場管理費の90%の額</u></p> <p>(4) <u>一般管理費の55%の額</u></p> <p>※ それぞれ算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。</p> | <p>調査基準価格は、次に掲げる額の合計額に消費税（8%）を加算した額とします。ただし、上限は設計金額の90%、下限は設計金額の70%です。</p> <p>(1) <u>直接工事費の97%の額</u></p> <p>(2) <u>共通仮設費の90%の額</u></p> <p>(3) <u>現場管理費の90%の額</u></p> <p>(4) <u>一般管理費の55%の額</u></p> <p>※ それぞれ算出した額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額となります。</p> |

注1 平成 29 年 4 月 1 日以降に公告又は指名競争入札通知を行う入札から適用します。